

## 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号  
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年4月4日

伊豆シャボテンリゾート株式会社  
株式会社伊豆ドリームビレッジ

2023年4月4日

株式交換に係る事後開示書類

東京都港区南青山七丁目8番4号  
伊豆シャボテンリゾート株式会社  
代表取締役社長 北本幸寛

静岡県伊東市富戸1317番地584  
株式会社伊豆ドリームビレッジ  
代表取締役社長 小倉佳子

伊豆シャボテンリゾート株式会社(以下「ISR社」といいます)と株式会社伊豆ドリームビレッジ(以下「IDV社」といいます)は、2023年2月15日付で締結した株式交換契約書に基づき、2023年4月5日を効力発生日として、ISR社を株式交換完全親会社、IDV社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます)を行いました。

本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりであります。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2023年4月5日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったIDV社の株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行ったIDV社の株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第3号)

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第796条第2項本文の規定に従って、ISR社に対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過  
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第190条第4号)

本株式交換によりISR社に移転したIDV社の株式の数は、5,000株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

(1) 株主総会の承認

ISR社は、会社法第795条第1項の規定により、2023年4月4日開催の臨時株主総会の決議によって、本株主交換契約の承認を得ております。

IDV社は、会社法第783条第1項の規定により、2023年4月4日開催の臨時株主総会の決議によって、本株主交換契約の承認を得ております。

(2) 株式交換対価の交付

ISR社は、本株式交換に際して、基準時のIDV社の株主に対し、その所有するIDV社の普通株式1株につきISR社の普通株式1600株の割合をもってISR社の普通株式を割当交付いたしました。ISR社が割当交付した普通株式の総数は、8,000,000株です。会社法第795条第1項の規定により、2023年4月4日開催の臨時株主総会の決議によって、本株主交換契約の承認を得ております。

(3) ISR社の資本金、資本準備金及び利益準備金

本株式交換により装荷するISR社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ① 資本金   | 0円                        |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い、ISR社が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0円                        |

以上